憲法９条の呪縛と政党政治

　　　　　　　　　 ２０１１年１月２８日

**安全保障問題を第６番の最終項目後回し、菅・民主党政権の「施政方針演説」に抗議。国家の基本も「開国の基本」も軍事的な安全保障「黒船」対策が第一義であるべきではないか**。

**★日本国憲法９条『戦争の放棄』**

①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

**１、憲法９条と日本の戦後政治**■日本の戦後政党政治は、米ソ冷戦期の終わる１９９３年細川政権（反自民８党派連合政権）が出現するまで、片山、芦田超短期政権を例外として、自民党単独政権が続いたのである。冷戦期だから、保守系の単独政権が続いたのは仕方が無かった。むしろ良かったのであるとの見解もあるだろう。しかしこの冷戦期の半世紀程の間、英国では、保守党と労働党が選挙によって、何度も政権交代がなされたのである。ドイツでも、保守系のキリスト教民主党（キリスト教社会同盟と連立）と社会民主党の間での政権交代が程程の期間を経て行なわれた。フランスでも保守系の共和国政党連合とフランス民主政党連合の間での政権交代、米国では、保守系・コンサバティブの共和党とリベラル政党である、中道・中道左派系の民主党間で幾度となく政権交代が行われていたのである。

■日本だけが何故民主主義の基本である、選挙による政権交代が行われなかったのか？
この点の分析が正しく出来ていなかったのであり、今だに明確ではない。正しく総括されていないのである。かつて小沢一郎は、世界でもあり得ない、「禁じ手の反自民８党派連合政権」・細川政権を強引に立ち上げたのである。反自民、自民を倒す、政権交代をしてみたい。それが全てであった。しかし当時の権力者であった小沢一郎氏は、自民党の鳩山一郎政権、田中角栄政権等がチャレンジして出来なかった「小選挙区制」を導入することで、二大政党体制と、政権交代のルールが出来ると考えて政権を手にし、一気に選挙制度改革の核心である、「小選挙区制」を成し遂げたのである。　鳩山一郎、田中角栄政権の小選挙区への取り組みと戦いは、憲法改正への戦術であったが、小沢・細川政権の革命的な小選挙区制への改革は、欧米のような二大政党体制と、政権交代可能な体制を築きあげる事が主たる目的であった。

■この取り組みはあまりにも外的で制度重視の間違た・不十分の考えである。１０点満点のゼロ・０点ではないが３点位の事である。再度自民党、自民党主体の政権が２００９年まで続いたのである。細川、羽田政権も合わせて１０カ月の短命であった。（１９９３年８月～１９９４年６月）。大局的に見れば戦後の日本では、２００９年まで保守・自民党政権が殆ど続いて来たと言えよう。おまけに民主党が政権を獲得した「２００９年衆議院選挙」は民主党マニフェストの偽証問題で今やその正当性までが問われている始末である。

**２、 安全保障政策混乱が政権交代を阻んできた。**■英国もドイツもフランスも米国も安全保障・外交政策が二大政党とも揺るぎ無く確たるものであった。殆ど二大政党間で大きな違いが無かったのである。自主国防政策と、ＮＡＴＯ同盟の重視政策である。　大局に於いて全ての欧米の安全保障政策と外交政策には大差なき一貫したものがあったのである。これこそが政権交代を可能にした根本の要因である。政権交代で、国家間の同盟関係が破断してしまうなどとは国家関係では許されていない常識である。同盟破棄などは、間違えば戦争に成ってしまうではないか。

■長い間日本の野党であり続けた「日本社会党」は、「非武装・中立」「日米安保破棄」であった。「自衛隊は憲法違反である」税金泥棒である。自衛隊員の子供たちまで学校で、社会党系・日教組の先生と、その教え子たちのいじめにあっていたのである。戦後学校でのいじめの始まりは、「自衛隊員の子供」に向けられたものであり、あまりにも悲しい出来事であった。

■今と違って社会党の議席は、衆議院だけでも常に１４０議席を占めていたのである。支持母体の「総評」だけでも４５０万人を擁していたのである。スト権ストの違法行為で、国鉄などちょくちょくストップさせられた経験がある。日教祖の組織率が６０～７０％などはざらで有り、日本の戦後の「反戦平和・非武装中立・日米安保破棄・自衛隊は違憲である」との教えが学憧、中，高校生、そして大学制は「市民主義者」の反国家、反米、反安保、日中友好、日ソ友好が団塊の世代により叫ばれたのである。

■憲法９条は日本国を二つに分断した。憲法９条が３８度線になり、憲法９条が日本国内に日本独自の見えざるベルリンの壁を築いたのである。「改憲勢力」と「反改憲勢力」に政治勢力は分断されてしまったのである。これが自民党と社会党の「保革二大政党体制」であった。日本の社会主義勢力は、反戦、反基地、日米安保粉砕を叫び、日米安保が無くなれば、中国、ソ連の軍事力で日本を一気にソ連、中国軍による日本解放、米国からの解放、日本の社会主義化を狙っていたのである。若き全学連、菅直人総理，仙谷、千葉、岡崎トミ子等など、日本の主権喪失のＧＨＱ占領下に生まれた団塊の世代たちは、反国家、「市民運動の」旗手になった。

■幾多の裁判で「自衛隊・日米安保違憲判決」が出たのである。札幌地裁「恵庭事件判決」昭和４２年、札幌地裁「長沼事件判決」昭和４８年、東京高裁「第一次砂川事件判決」昭和３２年、これ等の判決はそれぞれ、自衛隊・日米安保条約に違憲判決を下したのである。同様な裁判は茨城県の「百里基地訴訟」でも繰り広げられた。

**３、 最高裁判決を批判する**■昭和３４年１２月１６日最高裁判所は砂川事件訴訟に関して「自衛隊・日米安保条約」に関して最終判断を下したのである。詳細は専門的なので割愛するが、いわゆる「統治行為論」成るものを考え出したのである。自衛隊は合憲とは言い難いが、違憲とも言い難い。明確に違憲であると言えない以上、自衛隊を創設した日本国政府は、犯罪者とは言えない。よって政府は無罪である。この様な高度な問題は、司法審査権を超えた案件であり、裁判の対象外である。国民の代表機関である「国会で決めるべき事柄である」「裁判所にはそぐわない問題であり、統治者が決めるべきものである」との判決で有り、以後のあらゆる、裁判はこの最高裁判決「統治行為論」で自衛隊の違憲性、安保条約の違憲性を排除してきたのである。
日本社会党は「自衛隊は合憲ではないので、限りなく違憲存在であるが、国会で法的に決議、設置されたのであり、合法的存在である」と結論を出さざるを得なくなったのである。自衛隊の事を「違憲・合法存在」。近年の社会党はこう呼んでいるのである。

■最高裁判決は憲法を超えた常識によるものであろう。しかし、後で詳しく書き記すが、憲法９条そのものが「占領下では由としても、独立国家日本の安全保障？条項としては、問題であり、独立日本国憲法の原理と世界の常識に反しているものであり、『憲法９条は憲法の原理違反であり、自衛隊以前に憲法９条が違憲である』との判決を出すべきであったのであります。
自衛隊の存在、国防軍の存在を違憲という憲法は世界中に存在していないのである。（中南米のコスタリカだけが例外であるが。コスタリカは全部の事を米国にお任せしているのである）
■戦争の放棄、戦力の放棄、交戦権の放棄からなる「日本国憲法９条」が「安全保障条項」ではなく「不戦の誓い」である事は言うまでも無いことである。もしも最高裁が正しく勇気ある判決を下していたら、憲法９条は改正されてドイツ憲法・ドイツ基本法のように「侵略戦争の放棄」条文に成り、新たに「安全保障条項」を明記した健全憲法になり、日本の政治も欧米のように自衛のための国防軍と日米同盟関係を重視した国家になり、欧米のような政党が誕生し、二大政党化して、政権交代が正常な姿の日本に成っていたのである。勿論のこと、冷戦の時代であってもの事であります。現在の民主党は「安全保障政策が党内でバラバラなので、民主党の「政党の綱領」ができなかったのであります。あの細川政権時代のように「反自民」だけが綱領に代わるものでありました。今もデス。

**４、 憲法９条第一項の真相**

■ポツダム宣言、占領政策、憲法９条第一項条文
１９４５年３月東京大空襲・都民死者１２万人、４月沖縄決戦・２２万人死亡、５月９日ドイツ降伏、６月国祭連合創設、６月２３日沖縄戦終焉・牛島中将自決。７月１４日ポツダム会談始まる。７月１６日米国原爆実験成功。ポツダム宣言発令。８月６日広島、９日長崎原爆投下・死者２２万人。８月１５日ポツダム宣言受諾・無条件降伏。が大局の流れであった。ポツダム宣言はその、第１３項で「日本国軍隊の無条件降伏を宣言している」マッカーサー米占領軍が日本を占領し、日本は無条件降伏を誓っているのである。憲法９条第一項こそポツダム宣言・無条件降伏そのものである。

■日本国憲法草案の中核は憲法９条で有り、マッカーサーは憲法９条の草案をホイットニー・民政局長官に提示した。ＧＨＱ憲法担当は民政局次長のケーディス大佐であった。このマッカーサーメモの９条に関する内容は、「国家主権の発動としての戦争は、廃止される。日本は国際紛争解決の手段としての戦争のみならず、自国の安全を維持する手段としての戦争をも放棄する。日本は、その防衛と保全とを、今や世界を動かしつつある崇高な理念にゆだねる。日本が陸海空軍を維持する権能は、将来とも許可される事がなく、日本に交戦権が与えられる事も無い」というものでありました。

■これらの事は占領時代では極秘中の極秘であったが、「占領軍の検閲と戦後日本」に強き関心を持たれた江藤淳教授は、日本にある占領下での資料は、ＧＨＱ検閲を受けており、本物の占領時代の資料は、検閲のないままの米国にて探し「対日占領政策の謎の部分」を解明すべしとの着眼で、１９７９年～１９８０年米国のワシントンＤＣにある「スミソニアン研究所」およびメリーランド大学の図書館、「プランゲ文庫」に集約され所蔵されていた日本占領下の厖大な資料を点検、解読して『閉ざされた言語空間』＝占領軍の検閲と戦後日本、『１９４６年憲法その拘束』、（以上・文春文庫）『占領史録』・上刊、下刊、（講談社学術文庫）にて詳細に記録されている。

■江藤教授にインパクトを受けた在米ジャーナリスト・小森義久氏が１９８１年４月に、ケーディス元大佐・民政局次長をインタビューしている。１９８４年には憲法学者の西修教授が、米国マサチュウセッツ州のケーディス氏を訪ねている。（『日本国憲法を考える』西　修著）いずれも江藤淳教授が発掘した、憲法９条の謎/ナゾ解きである「自衛の為にも日本は戦争を放棄する」の確認であった。詳細は江藤、古森、西の上記の書物に譲るが、憲法９条は紛れも無く、「無条件降伏の条文」であったのだ。原文は「自衛の為にも戦争放棄する」の条文であり、憲法９条全体はこれで明確にハッキリと条文を解読できる。

■法律の知識と、１９２８年の「不戦条約」を学んでいたケーディスは「自衛の為にも戦争を放棄する」の条文を消し去ってしまったとのこと。この文面をも銘記したままでは、完全に憲法失格になってしまう事を、法律に多少は通じていたので決断したのだ。これで憲法９条は何が何だかわけの解からぬもの、重大だが、混乱の条項にはまり込んだのである。　最高裁までも「何が何だかわからないのよ」と言わざるを得なかったので、自衛隊は合憲とは言えないが、違憲とも言えない。国会で決めてくれ。おれたちにはどうしていいか解からない。地裁、高裁は皆自衛隊、安保条約は違憲だと言ってるが、最高裁は、恐ろしくてそんな判決は下せないではないか？　助けてくれ。これが最高裁でした。

■最高裁判決は１９５９年・昭和３４年でした。１９８０年以後でしたら、「憲法９条は、占領憲法であり、独立国の憲法とすれば、憲法の原理、原則違反の違憲条項であり、自衛隊が違憲ではない。憲法自体が違憲なのである」との判決を出せたのでしょう。１９５９年の時点では「逃げるが勝ち」の最高裁であったのでした。半分お笑いの様でもあります。さて、ケーディスによれば、「自衛の為の戦争も放棄する」を消したあと、マッカーサーはお怒りに成れず、マッカーサーは黙っていたようであります。さすがのマッカーサーもこの文面を入れたら、憲法で無くなってしまう事を理解していたのでしょう。
戦争放棄、戦力放棄、交戦権放棄で全くすっきりした日本国憲法から、無条件降伏の憲法９条はあいまいになり日本を呪縛し、政党を呪縛し続けたのであります。

**５、 憲法９条改正（長島）私案**

★ 現行９条を「戦争放棄条項」から「安全保障条項」に変えること。

**第三章　安全保障**
日本国の国家と国民は、領土と領海、主権と独立、文化と伝統の守護及び、国民の生命、自由、財産、幸福追求の権利などの基本的人権を守護する権利とその義務がある。国防の責任、自衛権の確立及び安全保障体制の確立は、最も重要な国家と国民の権利であり義務である。

（１）前項の目的達成の為、
１）必要最小限度以上の陸海空軍及びその他の戦力の保持と安全保障体制の確立に努めなければなければならない。

★安全保障、軍事に関しての諸事項は別途法律で定める。

２）価値観を共有する諸国との同盟関係を確立し、一層強固な安全保障体制を築くことができる。個別的自衛権及び集団的自衛権を行使することができる。

（２）国際連合加盟国及び国際社会の一員としての義務、責任
世界の平和と繁栄の為に必要と思われる応分の軍事的又はその他の方策による、国際的な責任を果たさなければならない。

（３）国際紛争を解決する手段としての侵略的な武力の行使は禁止されている。この件に関する交戦権は存在しない。 ★（この分が現在の憲法９条にあたります）

注）第何章、第何項などの記載は憲法全体の構成に基づくものとする。

**６、 読売改憲試案，自民党改憲試案・批判**

１）読売・憲法改正２００４年試案・第３章～第５章（１）

**第三章　安全保障**　第１１条（戦争の否認、大量破壊兵器の禁止）
〈１〉日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを認めない。〈２〉日本国民は、非人道的な無差別大量破壊兵器が世界から廃絶されることを希求し、自らはこのような兵器を製造及び保有せず、また、使用しない。　第１２条（自衛のための軍隊、文民統制、参加強制の否定）
〈１〉日本国は、自らの平和と独立を守り、その安全を保つため、自衛のための軍隊を持つことができる。
〈２〉前項の軍隊の最高の指揮監督権は、内閣総理大臣に属する。
〈３〉国民は、第一項の軍隊に、参加を強制されない。

**第四章　国際協力**　第１３条（理念）日本国は、地球上から、軍事的紛争、国際テロリズム、自然災害、環境破壊、特定地域での経済的欠乏及び地域的な無秩序によって生じる人類の災禍が除去されることを希求する。
　第１４条（国際活動への参加）前条の理念に基づき、日本国は、確立された国際的機構の活動、その他の国際の平和と安全の維持及び回復並びに人道的支援のための国際的な共同活動に、積極的に協力する。必要な場合には、公務員を派遣し、軍隊の一部を国会の承認を得て協力させることができる。
　第１５条（国際法規の遵守）日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守する。

**２）自民党改憲試案**

**第二章　安全保障**

**１）平和主義**日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを　放棄する。

**２）自衛軍**①我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする自衛軍を保持する。
②自衛軍は、前項の規定による任務をついこうするための活動を行うにつき、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。
③自衛軍は、第一項の規定による任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行なわれる活動及び緊急事態における公の秩序を維持し，又は国民の生活もしくは自由を守るための活動を行う事が出来る。
④前２項に定めるもののほか、自衛軍の組織及び統制に関する事項は、法律で定める。

■★**批判**；いずれも現日本国憲法９条第一項を善きものとして継承しているが、ポツダム宣言、無条件降伏、ＧＨＱ日本占領政策としての憲法９条第一項はむしろ心情的には、破棄すべき項目である。憲法９条は改正で無く基本は「破棄」でなければならないと考えます。「ケーディスの秘密」が明確になった現在、憲法９条第一項に対して安易な継承は、日本の精神史に対しても、善きことであるとは言えないのであると思う。

**７、「憲法改正・自主憲法制定」と「日本の政治改革」**

■日本の戦後民主主義政治は長きにわたり、自然な形で選挙戦を通じた、欧米民主主義国家のような「政党間での政権交代」がなされてこなかった。中曽根以後の短命政権の連続はもはや世界に恥ずかしき現実と成った。超短命政権は世界の笑い物に成ろうとしている。現在の民主党政権は「安全保障が第一である」との世界の常識を踏まえることなく、相変わらず「生活が第一だ」と言っている。
■「人はパンのみにて生きるにあらず」とはいにしえの聖者の言葉である。人間は生活以上の価値を求め指向して生きるべきである。パンとサーカスの政治は破綻するにきまっているのである。憲法改正で、品格と道義と礼節を重んじる、愛すべき国家建設に国民あげて取り組むべき時であります。改憲を悪しきものと考える時代は遠い過去の過去のはなしである。改憲の時が来ているのである。日本の夜明けは改正された「平成新憲法」より始まるのである。